

心配ごと（公証人）相談所の開設について

開設日時

令和 2 年 6 月 2 日（火）

午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分

開設場所

湯浅町地域福祉センター



- 当相談所の規程に基づき秘密は厳守致します。相談費用は無料です。
- 事前予約は 5 月 8 日（金）からの受付となります。
- 公証人相談は午後 1 時からとなります。
ただし、公証人相談を希望される方は、必ず午前中に一度お越し頂き相談内容を取りまとめる必要がありますので予めご了承ください。
- お申し込み・お問合せは湯浅町社会福祉協議会までお願いします。

公証人相談とは・・・

相続や遺言・離婚等、公正証書作成についてのお悩みごとに対し御坊公証役場の公証人（専門家）が無料で相談に応じます。

ただし、公正証書作成における経費は別途費用がかかります。

令和 2 年 5 月上旬～令和 2 年 6 月上旬

5 月 1 2 日（火）	心配ごと相談（地域福祉センター）
1 2 日（火）	介護サロン（地域ふれあいサロン「だんらん」）
1 3 日（水）	あいうえおサロン（地域福祉センター）
2 2 日（金）	老人大学（総合センター）
6 月 2 日（火）	心配ごと（公証人）相談（地域福祉センター）



※新型コロナウイルス感染症の関係により、上記の予定が中止になることがあります。

発行者：湯浅町社会福祉協議会（TEL：63-5175）

新型コロナウイルス感染症による特例貸付のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業もしくは失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付を実施しています。また、具体的な内容のお問合せや貸付のご相談は、下記問合せ先へお願いします。

特例貸付内容

(1) 緊急小口資金

○ 貸付対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。

○ 貸付上限

10万円以内

(次の1～6のいずれの場合20万円以内)

1 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいる

2 世帯員に要介護者がいる

3 世帯員が4人以上いる

4 世帯員に下記①または②の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいる

① 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として臨時休業した小学校等に通う子

② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある小学校等に通う子

5 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

6 その他、特に資金の貸付需要があると認められるとき

○ 据置期間

1年以内

○ 償還期限

2年以内

○ 貸付利子

無利子

○ 保証人

不要

(2) 総合支援資金(生活支援費)

○ 貸付対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯。

○ 貸付上限

(2人以上世帯) 月20万円以内

(単身世帯) 月15万円以内

○ 貸付期間

原則3ヶ月以内

○ 据置期間

1年以内

○ 償還期限

10年以内

○ 貸付利子

無利子

○ 保証人

不要



※ 申請書類にかかる費用は自己負担となります。

添付書類については、相談時にご説明致します。

湯浅町社会福祉協議会

TEL : 63 - 5175

新型コロナウイルス 正確な情報をもとに 冷静な対応を！

新型コロナウイルスの感染拡大に関連した詐欺相談が、
消費生活センター等に寄せられています。

役場より給付金が銀行口座に振り込まれます。

キャッシュカードの番号か
口座番号をおしえてください。

新型コロナウイルスの
感染を防ぐために、
行政からの委託で
消毒に回っているので訪問したい。



政府からのマスク配布に
便乗して、注文した覚え
のないマスクが届き、
その後、代金を請求された。



行政から委託されたという業者などからの怪しい電話や訪問、
心当たりのない送信元からの怪しいメール・SNSなど、
怪しい・おかしいと思うものには
反応しないようにしましょう。

今後、新たな手口が現れる可能性があります。
根拠のない噂（デマ）などに混乱せず、
正確な情報に基づいて冷静に対応しましょう。



相談先



湯浅警察署	0737-64-0110
湯浅町役場（総務課）	0737-63-2525
湯浅町社会福祉協議会	0737-63-5175
和歌山県消費生活センター	073-433-1551